

「在宅医療・介護連携」に関する相談と回答

資料－1

R7-No.1

第2回協議会報告分(令和7年4月～令和7年7月)

番号	相談種別	相談者	相談内容	回答内容
07001	介護との連携	介護従事者 (複数)	受診の際、本人や家族に対して「デイサービスに行った方がよい」、「施設を探しては(自宅では無理)」などと医師に言われることがある。 医師からの言葉は、医療や介護についての情報にとぼしい本人や家族には影響力が高い。 本人は気持ちの落ち込み、家族はサービスありきとなってしまう等になりやすい。 高齢者の総合相談窓口である「地域包括支援センター」に相談に行ってみては等の助言があるといいのでは。	※ 協議会にて情報共有
07002	その他(研修依頼)	介護事業所 管理者	事業所の認知症ケア向上に向けて悩んでいる。外部で研修をしてくれるようなところがあれば教えてほしい。 (「認知症ケア」をテーマに開催したとみやすベースにて相談)	地域包括支援センターの認知症地域推進員を紹介。研修の依頼も受けてくれるため問い合わせしてみてもどうか。 →研修開催が決定したと報告あり。
07003	介護報酬	行政	居宅療養管理指導について、R6年度介護報酬改定より、高齢者虐待防止、業務継続計画等の策定が義務化された。(みなし指定含む。経過措置～R8年度末) 医療機関への周知方法について相談したい。	行政からの依頼文章を、複数回メール配信や一斉発送で医師会員周知する。 同様に歯科医師会、薬剤師会にも行政より周知を図る。
07004	その他(主治医意見書)	地域包括支援 センター	介護認定申請の際に、主治医意見書を依頼しても提出が遅い医師がある。保険者としても対応はしているが改善されない。医師会の医師全体に周知する方法がないか。	鳥取市に相談し、同様の課題を感じているとのこと。今一度、他の町にも確認して、東部圏域全体で通知し、状況を改善していきたいと考えているとのこと。具体的には8月以降に通知文書が出せるように準備していく。
07005	その他(DNAR)	訪問看護	令和7年4月1日より運用開始のDNARプロトコルについて、看取りが近い在宅療養中の患者が、かかりつけ医が不在で訪問できない連休などに死亡した場合、「心肺蘇生などに関する医師の指示書」があれば、かかりつけ医不在でも119番通報をすれば、救急車で病院へ搬送し死亡診断を行うことは可能か。	①書類に不備がない(診療情報提供書があればなおよい)②かかりつけ医に電話連絡がとれる③家族の同意が得られることを条件として、救急隊が病院へ繋ぎ、救急搬送病院で死亡診断をもらうことは可能。 医師の指示で、心肺蘇生中止の指示があった場合も、病院までの搬送中、挿管や薬剤投与などの救命措置は行わなくとも、CPRを行いながらサイレンを鳴らして搬送することになる。 119番通報をすると、心肺停止案件であれば特に警察とも連動し、報告することになる。消防が警察へ状況を説明し、警察が介入するかどうかは警察の判断になる。